

自己資本の構成に関する開示事項(平成25年12月期自己資本比率)

1. 連結自己資本比率(平成19年金融庁告示第15号、附則別紙様式第二号)

(単位:百万円、%)

項目	経過措置による不算入額	国際様式の該当番号(注)
普通株式等Tier1資本に係る基礎項目		
普通株式に係る株主資本の額	438,331	1a+2-1c-26
うち、資本金及び資本剰余金の額	81,917	1a
うち、利益剰余金の額	363,590	2
うち、自己株式の額(△)	7,176	1c
うち、社外流出予定額(△)	-	26
うち、上記以外に該当するものの額	-	-
普通株式に係る新株予約権の額	214	1b
その他の包括利益累計額及びその他公表準備金の額	-	135,744 3
普通株式等Tier1資本に係る調整後少数株主持分の額	-	5
経過措置により普通株式等Tier1資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額の合計額	18,130	-
うち、少数株主持分に係る経過措置によるものの額	18,130	-
普通株式等Tier1資本に係る基礎項目の額(イ)	456,676	6
普通株式等Tier1資本に係る調整項目		
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	-	3,058 8+9
うち、のれんに係るもの(のれん相当差額を含む。)の額	-	- 8
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外のものの額	-	3,058 9
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	-	- 10
繰延ヘッジ損益の額	-	△ 1,255 11
適格引当金不足額	-	2,446 12
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	-	- 13
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	-	- 14
前払年金費用の額	-	18,136 15
自己保有普通株式(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	-	1 16
意図的に保有している他の金融機関等の普通株式の額	-	- 17
少数出資金融機関等の普通株式の額	-	6,499 18
特定項目に係る十パーセント基準超過額	-	- 19+20+21
うち、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に該当するものに関連するものの額	-	- 19
うち、無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。)に関連するものの額	-	- 20
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	-	- 21
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	-	- 22
うち、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に該当するものに関連するものの額	-	- 23
うち、無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。)に関連するものの額	-	- 24
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	-	- 25
その他Tier1資本不足額	-	- 27
普通株式等Tier1資本に係る調整項目の額(ロ)	-	- 28
普通株式等Tier1資本	456,676	29
普通株式等Tier1資本の額((イ)-(ロ))(ハ)	456,676	29
その他Tier1資本に係る基礎項目		
その他Tier1資本調達手段に係る株主資本の額及びその内訳	-	31a
その他Tier1資本調達手段に係る新株予約権の額	-	31b
その他Tier1資本調達手段に係る負債の額	-	32
特別目的会社等の発行するその他Tier1資本調達手段の額	-	-
その他Tier1資本に係る調整後少数株主持分等の額	6,628	34-35
適格旧Tier1資本調達手段の額のうちその他Tier1資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	33+35
うち、銀行及び銀行の特別目的会社等の発行する資本調達手段の額	-	33
うち、銀行の連結子法人等(銀行の特別目的会社等を除く。)の発行する資本調達手段の額	-	35
経過措置によりその他Tier1資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額の合計額	△ 580	-
うち、その他の包括利益累計額に係る経過措置によるものの額	△ 580	-
その他Tier1資本に係る基礎項目の額(ニ)	6,047	36
その他Tier1資本に係る調整項目		
自己保有その他Tier1資本調達手段の額	-	- 37
意図的に保有している他の金融機関等のその他Tier1資本調達手段の額	-	- 38
少数出資金融機関等のその他Tier1資本調達手段の額	-	- 39
その他金融機関等のその他Tier1資本調達手段の額	-	- 40
経過措置によりその他Tier1資本に係る調整項目の額に算入されるものの額の合計額	1,223	-
うち、適格引当金不足額に係る経過措置によるものの額	1,223	-
Tier2資本不足額	-	- 42
その他Tier1資本に係る調整項目の額(ホ)	1,223	43

その他Tier1資本			
その他Tier1資本の額((二)-(ホ))(ヘ)	4,824		44
Tier1資本			
Tier1資本の額((ハ)+(ヘ))(ト)	461,500		45
Tier2資本に係る基礎項目			
Tier2資本調達手段に係る株主資本の額及びその内訳	-		
Tier2資本調達手段に係る新株予約権の額	-		
Tier2資本調達手段に係る負債の額	-		46
特別目的会社等の発行するTier2資本調達手段の額	-		
Tier2資本に係る調整後少数株主持分等の額	1,559		48-49
適格旧Tier2資本調達手段の額のうちTier2資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-		47+49
うち、銀行及び銀行の特別目的会社等の発行する資本調達手段の額	-		47
うち、銀行の連結子法人等(銀行の特別目的会社を除く。)の発行する資本調達手段の額	-		49
一般貸倒引当金Tier2算入額及び適格引当金Tier2算入額の合計額	196		50
うち、一般貸倒引当金Tier2算入額	196		50a
うち、適格引当金Tier2算入額	-		50b
経過措置によりTier2資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額の合計額	95,475		
うち、その他の包括利益累計額に係る経過措置によるものの額	95,475		
Tier2資本に係る基礎項目の額(チ)	97,231		51
Tier2資本に係る調整項目			
自己保有Tier2資本調達手段の額	-		52
意図的に保有している他の金融機関等のTier2資本調達手段の額	-		53
少数出資金融機関等のTier2資本調達手段の額	-	5,246	54
その他金融機関等のTier2資本調達手段の額	-		55
経過措置によりTier2資本に係る調整項目の額に算入されるものの額の合計額	1,313		
うち、他の金融機関の資本調達手段の意図的保有に係る経過措置によるものの額	89		
うち、適格引当金不足額に係る経過措置によるものの額	1,223		
Tier2資本に係る調整項目の額(リ)	1,313		57
Tier2資本			
Tier2資本の額((チ)-(リ))(ヌ)	95,918		58
総自己資本			
総自己資本の額((ト)+(ヌ))(ル)	557,418		59
リスク・アセット			
経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額の合計額	33,207		
うち、無形固定資産(のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外のもの。)の額に係る経過措置によるものの額	3,058		
うち、前払年金費用の額に係る経過措置によるものの額	18,136		
うち、自己保有普通株式(純資産の部に計上されるものを除く。)の額に係る経過措置によるものの額	4		
うち、少数出資金融機関等の資本調達手段の額に係る経過措置によるものの額	12,008		
リスク・アセットの額の合計額(ロ)	3,058,144		60
連結自己資本比率			
連結普通株式等Tier1比率((ハ)/(ヲ))	14.93		61
連結Tier1比率((ト)/(ヲ))	15.09		62
連結総自己資本比率((ル)/(ヲ))	18.22		63
調整項目に係る参考事項			
少数出資金融機関等の対象資本調達手段に係る調整項目不算入額	55,190		72
その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に係る調整項目不算入額	5,469		73
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。)に係る調整項目不算入額	-		74
繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に係る調整項目不算入額	-		75
Tier2資本に係る基礎項目の額に算入される引当金に関する事項			
一般貸倒引当金の額	196		76
一般貸倒引当金に係るTier2資本算入上限額	317		77
内部格付手法採用行において、適格引当金の合計額から事業法人等向けエクスポージャー及びリテール向けエクスポージャーの期待損失額の合計額を控除した額(当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。)	-		78
適格引当金に係るTier2資本算入上限額	-		79
資本調達手段に係る経過措置に関する事項			
適格旧Tier1資本調達手段に係る算入上限額	-		82
適格旧Tier1資本調達手段の額から適格旧Tier1資本調達手段に係る算入上限額を控除した額(当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。)	-		83
適格旧Tier2資本調達手段に係る算入上限額	-		84
適格旧Tier2資本調達手段の額から適格旧Tier2資本調達手段に係る算入上限額を控除した額(当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。)	-		85

(注)パーゼル銀行監督委員会より平成24年6月に公表された「パーゼルⅢに基づく銀行の新たな自己資本の開示事項を定める国際合意文書(資本構成の開示要件)」における開示様式に記載された項目番号です。

2. 単体自己資本比率(平成19年金融庁告示15号、附別別紙様式第一号)

(単位:百万円、%)

項目	経過措置による 不算入額	国際様式の該 当番号(注)
普通株式等Tier1資本に係る基礎項目		
普通株式に係る株主資本の額	424,672	1a+2-1c-26
うち、資本金及び資本剰余金の額	81,852	1a
うち、利益剰余金の額	349,996	2
うち、自己株式の額(△)	7,176	1c
うち、社外流出予定額(△)	-	26
うち、上記以外に該当するものの額	-	-
普通株式に係る新株予約権の額	214	1b
評価・換算差額等及びその他公表準備金の額	-	136,109 3
経過措置により普通株式等Tier1資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額の合計額	-	-
普通株式等Tier1資本に係る基礎項目の額(イ)	424,886	6
普通株式等Tier1資本に係る調整項目		
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	-	2,782 8+9
うち、のれんに係るものの額	-	- 8
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外のものの額	-	2,782 9
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	-	- 10
繰延ヘッジ損益の額	-	△ 1,255 11
適格引当金不足額	-	4,884 12
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	-	- 13
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	-	- 14
前払年金費用の額	-	18,136 15
自己保有普通株式(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	-	1 16
意図的に保有している他の金融機関等の普通株式の額	-	- 17
少数出資金融機関等の普通株式の額	-	7,212 18
特定項目に係る十パーセント基準超過額	-	- 19+20+21
うち、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に該当するものに関連するものの額	-	- 19
うち、無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。)に関連するものの額	-	- 20
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	-	- 21
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	-	- 22
うち、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に該当するものに関連するものの額	-	- 23
うち、無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。)に関連するものの額	-	- 24
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	-	- 25
その他Tier1資本不足額	2,442	27
普通株式等Tier1資本に係る調整項目の額(ロ)	2,442	28
普通株式等Tier1資本		
普通株式等Tier1資本の額((イ)-(ロ))(ハ)	422,444	29
その他Tier1資本に係る基礎項目		
その他Tier1資本調達手段に係る株主資本の額及びその内訳	-	31a
その他Tier1資本調達手段に係る新株予約権の額	-	31b
その他Tier1資本調達手段に係る負債の額	-	32
特別目的会社等の発行するその他Tier1資本調達手段の額	-	-
適格旧Tier1資本調達手段の額のうちその他Tier1資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	33+35
経過措置によりその他Tier1資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額の合計額	-	-
その他Tier1資本に係る基礎項目の額(ニ)	-	36
その他Tier1資本に係る調整項目		
自己保有その他Tier1資本調達手段の額	-	- 37
意図的に保有している他の金融機関等のその他Tier1資本調達手段の額	-	- 38
少数出資金融機関等のその他Tier1資本調達手段の額	-	- 39
その他金融機関等のその他Tier1資本調達手段の額	-	- 40
経過措置によりその他Tier1資本に係る調整項目の額に算入されるものの額の合計額	2,442	-
うち、適格引当金不足額に係る経過措置によるものの額	2,442	-
Tier2資本不足額	-	42
その他Tier1資本に係る調整項目の額(ホ)	2,442	43
その他Tier1資本		
その他Tier1資本の額((ニ)-(ホ))(ヘ)	-	44
Tier1資本		
Tier1資本の額((ハ)+(ヘ))(ト)	422,444	45
Tier2資本に係る基礎項目		
Tier2資本調達手段に係る株主資本の額	-	-
Tier2資本調達手段に係る新株予約権の額	-	-
Tier2資本調達手段に係る負債の額	-	46
特別目的会社等の発行するTier2資本調達手段の額	-	-
適格旧Tier2資本調達手段の額のうちTier2資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	47+49

一般貸倒引当金Tier2算入額及び適格引当金Tier2算入額の合計額	-	50
うち、一般貸倒引当金Tier2算入額	-	50a
うち、適格引当金Tier2算入額	-	50b
経過措置によりTier2資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額の合計額	94,851	
うち、評価・換算差額等に係る経過措置によるものの額	94,851	
Tier2資本に係る基礎項目の額(テ)	94,851	51
Tier2資本に係る調整項目		
自己保有Tier2資本調達手段の額	-	52
意図的に保有している他の金融機関等のTier2資本調達手段の額	-	53
少数出資金融機関等のTier2資本調達手段の額	5,856	54
その他金融機関等のTier2資本調達手段の額	-	55
経過措置によりTier2資本に係る調整項目の額に算入されるものの額の合計額	2,542	
うち、他の金融機関の資本調達手段の意図的保有に係る経過措置によるものの額	100	
うち、適格引当金不足額に係る経過措置によるものの額	2,442	
Tier2資本に係る調整項目の額(リ)	2,542	57
Tier2資本		
Tier2資本の額((テ)-(リ))(ヌ)	92,309	58
総自己資本		
総自己資本の額((ト)+(ヌ))(ル)	514,754	59
リスク・アセット		
経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額の合計額	34,274	
うち、無形固定資産(のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外のもの)の額に係る経過措置によるものの額	2,782	
うち、前払年金費用の額に係る経過措置によるものの額	18,136	
うち、自己保有普通株式(純資産の部に計上されるものを除く。)の額に係る経過措置によるものの額	4	
うち、少数出資金融機関等の資本調達手段の額に係る経過措置によるものの額	13,350	
リスク・アセットの額の合計額(ヲ)	2,972,954	60
自己資本比率		
普通株式等Tier1比率((ハ)/(ヲ))	14.20	61
Tier1比率((ト)/(ヲ))	14.20	62
総自己資本比率((ル)/(ヲ))	17.31	63
調整項目に係る参考事項		
少数出資金融機関等の対象資本調達手段に係る調整項目不算入額	53,644	72
その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に係る調整項目不算入額	5,293	73
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。)に係る調整項目不算入額	-	74
繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に係る調整項目不算入額	-	75
Tier2資本に係る基礎項目の額に算入される引当金に関する事項		
一般貸倒引当金の額	-	76
一般貸倒引当金に係るTier2資本算入上限額	-	77
内部格付手法採用行において、適格引当金の合計額から事業法人等向けエクスポージャー及びリテール向けエクスポージャーの期待損失額の合計額を控除した額(当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。)	-	78
適格引当金に係るTier2資本算入上限額	-	79
資本調達手段に係る経過措置に関する事項		
適格旧Tier1資本調達手段に係る算入上限額	-	82
適格旧Tier1資本調達手段の額から適格旧Tier1資本調達手段に係る算入上限額を控除した額(当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。)	-	83
適格旧Tier2資本調達手段に係る算入上限額	-	84
適格旧Tier2資本調達手段の額から適格旧Tier2資本調達手段に係る算入上限額を控除した額(当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。)	-	85

(注)バーゼル銀行監督委員会より平成24年6月に公表された「バーゼルⅢに基づく銀行の新たな自己資本の開示事項を定める国際合意文書(資本構成の開示要件)」における開示様式に記載された項目番号です。